

帰還・生活再建に向けた総合的な支援策

主要施策概要

① 民間賃貸住宅家賃への支援

(1) 対象世帯

応急仮設住宅等に避難している世帯のうち、収入要件を満たし、供与期間終了後も民間賃貸住宅で避難生活を継続することが必要な世帯。

なお、県内避難者については、終了後も避難の継続が必要な妊婦・子ども世帯を対象とする。

○避難指示区域からの避難世帯、被災者生活再建支援金の対象世帯、原子力損害賠償（住居確保損害）の対象となる世帯など他制度による支援がある世帯は除く。

○一定条件のもとで現在居住している都道府県内（県内は避難先の市町村内）で転居する世帯も対象とする。

（例：手狭、通院・通学、家賃が低廉な住宅への転居など）

(2) 収入要件

公営住宅法による公営住宅の入居基準を参考に、県が定めた基準額以下の世帯を対象とする。〔※収入要件については別紙を参考〕

○母子避難など二重生活世帯については「子ども・被災者支援法」に基づく公営住宅入居の優先的取扱いに準じて、世帯全体の所得を2分の1として取り扱う。

(3) 対象期間 平成29年4月から2年間とする。

○なお、避難者の方々の円滑な住宅確保のため、最大3ヶ月間（平成29年1月～3月）の補助の開始時期の前倒しを可能とする。前倒し期間の補助率は家賃の2分の1（一月当たり最大3万円）とする。

※前倒し期間を含めて、補助期間は最大2年3ヶ月となる。

(4) 補助率

1年目 家賃の2分の1（一月当たり最大3万円）

2年目 家賃の3分の1（一月当たり最大2万円）

○初期費用負担の軽減のため、定額10万円を別途補助する。

② 住宅確保等への取組

(1) 公営住宅等の確保に向けた取組

応急仮設住宅等からの退去後、住宅確保が困難な世帯に対し、公営住宅等への優先的な入居や、空き住戸の活用による支援を進める。

[福島県県営住宅]

○子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者について優先入居を実施。

（平成26年10月1日から実施）

○今後、当該支援対象避難者のうち応急仮設住宅等の入居者を対象に新たな優先枠を設け、中通りの住宅を中心に提供する予定。

※募集開始は平成28年度以降となる見込み。

[県外の公営住宅等]

○子ども・被災者支援法に基づく優先入居の実施等による独自支援を要請。

[雇用促進住宅]

○東日本の一部の空き住戸について、新たな入居先として募集し、平成31年3月まで入居可能とする。

○募集案内は平成28年度上期に公表し、募集開始時期は平成28年度下期以降となる予定。

※雇用促進住宅の入居者資格を満たす必要あり。

[UR賃貸住宅]

○①の対象世帯について、入居申込時の申込資格を緩和し、資格確認時における基準月収額の算定方法の特例を設定。

※その他の住宅を活用した支援についても、各管理者と協議の上、今後検討を進める。

いずれも有償での入居となります。

(2) 住まいに関する意向調査の実施

避難世帯ごとに、平成29年4月以降の住まいの確保状況や意向等を調査。郵送等により全戸への調査を実施。（平成28年1月）

③ 移転費用の支援

○福島県ふるさと住宅移転補助金
平成27年12月14日受付開始。

〈対象世帯〉

県内外の応急仮設住宅等から県内（県内避難世帯は避難元市町村）の自宅等へ移転した世帯。

※平成29年3月末までに完了する移転が対象。

〈補助額〉（ ）内は単身世帯

県外からの移転 10万円
（5万円）

県内からの移転 5万円
（3万円）

〈お問い合わせ先〉

福島県被災者のくらし再建相談ダイヤル
0120-303-059